

【サピエンチア会 会則】

2026 年（令和 8 年）7 月 1 日改定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、**サピエンチア会** と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、サピエンチア会 会員相互の交誼を厚くし、発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

（事業）

第 3 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 母校（現尼崎市ひと咲プラザ内同窓会室、倉庫）内の旧英知短期大学、旧英知大学、旧聖トマス大学の資料の保存・管理及び開示。
- ② 会員名簿の管理
（個人情報保護法に基づき、住所録開示申請書の提出を義務付けるものとする。なお、行政文書開示請求書をもって、住所録開示申請書とし、開示後の請求書は交付後、当会において 1 年間保存するものとする。）
- ③ 会員の相互の親睦を図るために開催するサピエンチア会懇親会等の行事並びに教養のための事業。
- ④ 母校が存在していた尼崎市、園田、若王寺地域に対しての地域貢献活動。
- ⑤ 情報交換の場を設け異業種・異世代間の交流を促進し、会員相互の活性化及び社会貢献につなげること。その他、前各号の目的を達成する為に必要な事業。

（活動の拠点）

第 4 条 本会の主たる事務所は、兵庫県尼崎市若王寺二丁目 18 番 2 号「あまがさき・ひと咲きプラザ(元：母校)」内に置く。

第 3 章 会員

（会員）

第 5 条 本会の会員及び特別会員は、次の者とする。

- ① 会員は、旧英知短期大学、旧英知大学及び同大学院、旧聖トマス大学及び同大学院に在籍された者、教職員等であった者とする。
- ② 特別会員は、旧母校の特別後援者及び旧英知学院地元住民等本会が特に認めた者とする。

（会費）

第6条

- ① 会員は、毎年3月31日（会計年度末日）までに、会の維持費として寄付金を会報に同封する払込取扱票での振込み、または当会ウェブサイト上に明記した振込口座に納入するものとする。
- ② 寄付金は1口金1,000円以上とする。
- ③ 既納の寄付金は返金しない。

（公示）

第7条 寄付者に対しては、感謝の意を表し、その御氏名を会報又はウェブサイトに掲載する。

第4章 役員会及び役員

（組織及び職務）

第8条 本会は役員会を意思決定機関とし、各役員を置くことができる。

① 三役

会長	1名
副会長	2名
会計	1名

② 各担当委員

書記
名簿管理
会報
渉外
WEB
コミュニケーション

(2) 役員の業務

- ① 会長は会務を統括し、会員総会並びに役員会を招集することができる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれを代行する。
- ③ 会計は、第19条に定める本会会計業務に従事する。
 - ・ 当会銀行口座の出納、管理・確認に関する業務
 - ・ 寄付金の徴収・領収書の発行等金銭管理業務等及び寄付者名簿の作成
 - ・ 請求書の発行、入金確認及び未入金者への督促業務
 - ・ 決算報告書の作成
- ④ 役員は本会の業務運営を円滑にするために役員会に参加し、会務執行の為に各担当委員業務に従事し会員相互の連絡に当たるものとする。

(3) 本会は役員会の協議により以下の特別職を定めることができる。

① 顧問

- ② 相談役
- ③ 会計監査

(4) 特別職の業務

特別職は本会の運営に関し会長の諮問に応ずるものとする。

(5) 役員の告知

役員名簿（三役、各委員、役員、特別職）は別途名簿を作成し、当会のウェブサイト又は会報にて告知するものとする。

（役員の選任及び議決方法）

第9条

- ① 三役（会長、副会長、会計）は役員会において役員の中から特別決議の賛成をもって選任する。
- ② 各担当委員は役員の中から三役が協議し、会長が委嘱する。
- ③ 特別職（顧問・相談役・会計監査）は三役が協議の上、必要に応じて会長が委嘱する。
- ④ 役員は本会会員の中から役員参加希望者に対し、役員会の普通決議をもって選任する。
- ⑤ 尚、決議方法については本則第16条にて定める。

（役員等の任期及び解任）

第10条

- ① 本会の役員の任期は1期3年とする。但し、最終の決算期の定時役員会終了の時まで伸延することができる。
尚、役員の再任は妨げない。
- ② 本会役員は会務の執行に当たり善良なる管理者としての注意義務並びに誠実義務を有し、任期中においても理由の如何を問わず毎月の役員会に協力できない状況になった場合、本人に調査確認の上、役員会の決議により退任させることができる。
但し、社会情勢等に鑑み特段の事情がある場合には、会長が承認の上ウェブでの会議出席を認めるものとする。
- ③ 前号の他、本会の役員会に不適切な役員が発生した場合においては、会長の名に於いて臨時役員会を招集し、これを解任することができる。

（会員の除名）

第11条 会員が次の各号の①に該当するに至ったときは、除名することができる。

- ① 当会会則等に違反し、当会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為

をしたとき。

- ② 役員会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金(寄付金)及びその他の抛出金品は、返還しない。

第5章 会議

(役員会)

第13条 本会の役員会は本会の最高意思決定機関とする。

- ① 会長、副会長、会計及びその他役員をもって構成する。
- ② 本会の役員会は原則、毎月1回開催する。
- ③ 開催場所及び時間として、主たる事務所である同窓会室又はサクラファミリアにおいて原則、毎月第二土曜日15時に開催するものとする。但し、日時の変更、及び臨時役員会は会長が必要に応じて告知し、開催することができる。

(会員総会及び会員への告知)

第14条 総会は会長が招集し、開催することができる。

- ① 会長は、必要に応じて、会員総会を招集し、会員相互の親睦と意見の交換並びに事業の報告を行うことができる。
- ② 年間行事及び会員総会の日時及び場所並びに報告事項は役員会で決議し、ウェブサイト又は会報で掲載する。
- ③ 次項15条①～④に定める特別決議事項は、可決後、一か月以内にウェブサイトに掲載する。

(役員会決議事項)

第15条 本会は次の事項は役員会に提出し、特別決議にてその承認を受けなければならない。

- ① 事業報告及び収支決算報告書
- ② 事業計画及び収支予算書
- ③ 三役(会長、副会長、会計)及び特別職(顧問、相談役、会計監査)の選任又は解任
- ④ 会則の改正

(役員会決議)

第16条

- ① 本会の役員会の普通決議は出席役員の過半数の承認をもって決める。尚、可否同数の場合は議長がその決定を行う。

- ② 本会の特別決議事項は全役員の3分の2以上の出席をもって発議し、出席者の過半数以上の同意をもって議決する。
- ③ 特別決議を行う役員会に出席できない場合、会長宛に委任状又は議決権行使書を提出するものとする。委任状又は議決権行使書は書面により提出を基本とするが、電子媒体によるものも有効とする。
- ④ 特別職は役員会で意見を述べることはできるが議決権はないものとする。

(決議方法)

第17条

- ① 本会の役員会は三役（会長、副会長、会計）並びに役員によって構成され会運営の根幹に必要な重要事項を決議する場合においては特別決議をもって議決する。尚、可否同数の場合は議長がその決定を行う。
- ② 会員、非会員に関わらず役員会が必要と認めた場合、その分野において見識の豊かな専門家をオブザーバーとして招聘し、見解及び指導を仰ぐことができる。但し、議決権はないものとする。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。

(会計)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとし、会計監査が調査確認の上、2ヶ月以内に開催される役員会で報告し承認を得るものとする。

第7章 附則

(会則変更)

第20条 本会の会則変更は特別決議事項とする。

(追加事項)

第21条 本会則に定めのない事項は役員会において追加事項とするか、特例事項として別途、定めることができる。

(解散)

第22条 本会が社会情勢等に鑑みやむなく解散する場合は、次の手続きにより行うものとする。

- ① 役員会の特別決議をもって決議し、役員全員が署名捺印した文書を作成す

る。

- ② 臨時総会を招集し、会員に対してその旨を報告する。
- ③ 本会ホームページにおいて全会員に告知する。
- ④ 残余財産については、適正な会計監査を経たうえで、役員会の特別決議をもって、下記のいずれか又は両方の機関に全額寄付するものとする。

記

学校法人百合学院
兵庫県尼崎市若王寺 2-18-2

カトリック大阪高松大司教区「サクラファミリア」
大阪市北区豊崎三丁目 12 番 8 号

(施行)

第 23 条

- 1. この会則は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。
- 2. この会則は、昭和 46 年 10 月 31 日から施行する。
- 3. この会則は、昭和 54 年 11 月 3 日改定、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。
- 4. この会則は、昭和 60 年 11 月 3 日から再改定施行する。
- 5. この会則は、昭和 63 年 11 月 4 日から施行する。
- 6. この会則は、平成 3 年 11 月 4 日から施行する。
- 7. この会則は、平成 7 年 11 月 4 日から施行する。
- 8. この会則は、2017 年（平成 29 年）7 月 1 日から施行する。
- 9. この会則は、2018 年（平成 30 年）11 月 1 日から施行する。
- 10. この会則は、2020 年（令和 2 年）6 月 1 日から施行する。
- 11. この会則は、2026 年（令和 8 年）7 月 1 日から施行する。